

別紙2

介護支援専門員実務研修における実習について

介護支援専門員実務研修では前期研修と後期研修の間で、実習があります。実習は、県内の居宅介護支援事業所で、実習指導者のもと、3日間、利用者の居宅訪問による見学、要介護者と面接を行いアセスメントからケアプラン作成等を行います。

実習の概要は、次のとおりです。詳細は、研修時「実習オリエンテーション」等で説明いたします。

1 目的

実習は、①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶこと、②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験し、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的とする。

2 概要

利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。

3 修得目標

- ①ケアマネジメントプロセスの実践にあたっての留意点を踏まえ観察した結果を盛り込んだ実習報告書の作成を実施できる。
- ②ケアマネジメントプロセスを実習先で指導者のもと体験した結果を盛り込んだ実習報告書の作成を実施できる。
- ③実際の生活環境を観察した結果を盛り込んだ実習報告書の作成を実施できる。
- ④実習協力者の状況に合わせて実習を実施できる。
- ⑤給付管理業務の流れを述べることができる。

4 実習課題

課題1：一連のケアマネジメントプロセスの見学（アセスメント・プランニング・サービス担当者会議・モニタリング・給付管理）

課題2：実習協力者（要介護度1～5の認定を受けた高齢者）を対象に面接を行い、アセスメントから居宅サービス計画書を作成

5 実習先

群馬県内の居宅介護支援事業所で、実務研修受入協力事業所として登録がある事業所。実習先は、研修実施機関（群馬県社会福祉協議会）で指定し、平成30年1月10日（水）「実習オリエンテーション」時にご案内します。

6 実習指導者

原則として、介護支援専門員実務研修実習指導者研修を修了した主任介護支援専門員

7 実習期間

1組 平成30年 2月 2日（金）～平成30年3月18日（日）の間

2組 平成30年 2月 3日（土）～平成29年3月19日（月）の間

※必ずこの期間内に実習を行うこと。

8 実習日程の要件

- ①3日間程度（1日6時間程度）
- ②3日間連続で実施する必要はない
- ③実習にかける時間の合計を3日間相当とする
例) 半日の実習を2回で1日と換算

例1

	1日目	2日目	3日目
9:30~ ~16:30	<p>事務所でオリエンテーション 遵守事項説明 実習概要説明 目標設定</p>	<p>訪問 担当者会議</p>	<p>訪問</p>
	<p>訪問 振り返り (1時間程度) 記録作成・質疑等</p>	<p>訪問 振り返り (1時間程度) 記録作成・質疑等</p>	<p>振り返り 記録作成 実習課題指導 講評</p>

例2

	1日目	2日目	3日目	4日目
9:30~ ~16:30	<p>事務所でオリエンテーション 遵守事項説明 実習概要説明 目標設定</p>	<p>訪問 担当者会議</p>	<p>訪問</p>	<p>訪問</p>
	<p>訪問 振り返り 記録作成・質疑等</p>	<p>訪問 振り返り 記録作成・質疑等</p>	<p>訪問 振り返り 記録作成・質疑等</p>	<p>振り返り 記録作成 実習課題指導 講評</p>

9実習日程調整

個人毎に指定した実習先（事業所名・指導者名・連絡先）を研修の中で提示するので、指定された実習先の指導者へ連絡を行い、実習日の調整を行う。実習先については、平成30年1月10日（水）の実習オリエンテーション時にご案内します。